

第 18 号

令和 8 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	205,495人
	外	来	241,758人
(3) 1 日	平 均	患 者 数	
	入	院	563人
	外	来	999人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	病院増改築工事費		137,193千円
	医療器械及び備品購入費		592,707千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益			29,350,015千円
第1項 医 業 収 益			24,873,313千円
第2項 医 業 外 収 益			4,476,702千円
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用			32,195,405千円
第1項 医 業 費 用			30,923,073千円

第2項 医 業 外 費 用 1,272,332千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,188,703千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,676千円及び過年度分損益勘定留保資金1,187,027千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資 本 的 収 入 6,921,588千円
 - 第1項 企 業 債 700,000千円
 - 第2項 負 担 金 1,214,708千円
 - 第3項 他会計からの借入金 5,000,000千円
 - 第4項 補 助 金 6,880千円

支 出

- 第1款 資 本 的 支 出 8,110,291千円
 - 第1項 建 設 改 良 費 729,900千円
 - 第2項 企 業 債 償 還 金 2,340,391千円
 - 第3項 他会計からの借入金償還金 5,040,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 700,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 15,569,586千円
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療器械	内視鏡下手術支援ロボット	一 式

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 19 号

令和 8 年 度 徳 島 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	320,700,000 k W h
	太陽光発電所	4,605,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,422,658千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		5,304,903千円
第 1 項 営 業 収 益		5,190,139千円
第 2 項 財 務 収 益		106,154千円
第 3 項 事 業 外 収 益		8,610千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		4,311,562千円
第 1 項 営 業 費 用		4,160,086千円
第 2 項 財 務 費 用		21千円
第 3 項 事 業 外 費 用		146,455千円
第 4 項 特 別 損 失		2,000千円
第 5 項 予 備 費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,737,475千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額128,906千円及び過年度分損益勘定留保資金2,608,569千円で補てんするものとする。).

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	102,328千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	4,677千円
第2項 投 資 有 価 証 券 償 還 金	265千円
第3項 他 会 計 長 期 貸 付 金 等 返 還 金	97,386千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,839,803千円
第1項 建 設 改 良 費	1,422,658千円
第2項 投 資	1,417,145千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所主配電盤電源装置等取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	57,089千円
日野谷発電所ガス絶縁開閉装置修繕事業工事請負契約	令 和 9 年 度	53,017千円
明神ダム管理橋上部工架替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	17,731千円
川口ダム3号洪水吐ゲート巻上機取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	451,776千円
川口発電所送電線遮断器取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	62,509千円
正木ダム監視制御装置等取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	20,931千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,035,529千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 20 号

令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,455,650m ³	吉野川北岸工業用水道	38,803,150m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1 日平均給水量	184,810m ³	吉野川北岸工業用水道	106,310m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	546,113千円
		阿南工業用水道改良工事	1,288,066千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		1,310,773千円
第 1 項 営 業 収 益		1,228,052千円
第 2 項 営 業 外 収 益		82,721千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,228,175千円
第 1 項 営 業 費 用		1,215,727千円
第 2 項 営 業 外 費 用		12,448千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額264, 040千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166, 221千円及び過年度分損益勘定留保資金97, 819千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1, 678, 008千円
第 1 項 固 定 資 産 売 却 代	704千円
第 2 項 補 助 金	272, 250千円
第 3 項 他 会 計 長 期 借 入 金	1, 400, 000千円
第 4 項 そ の 他 収 入	5, 054千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1, 942, 048千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1, 834, 179千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	7, 744千円
第 3 項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金	100, 001千円
第 4 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	124千円

（債務負担行為）
第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
取水場コントロールセンタ取替事業工事請負契約	令 和 9 年 度	58, 664千円

（一時借入金）
第 6 条 一時借入金の限度額は、500, 000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

254,501千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 21 号

令和 8 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,564千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 12,684千円

第1項 営業収益 7,740千円

第2項 営業外収益 4,944千円

支 出

第1款 事業費用 1,870千円

第1項 営業費用 1,869千円

第2項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 14,815千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 14,815千円

支 出

第1款 資本的支出 50千円

第1項 建設改良費 50千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 22 号

令和 8 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,600千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益	67,642千円
第1項 営 業 収 益	63,452千円
第2項 営 業 外 収 益	4,190千円

支 出

第1款 事 業 費 用	48,280千円
第1項 営 業 費 用	47,845千円
第2項 営 業 外 費 用	435千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,600千円は、過年度分損益勘定留保資金4,600千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,600千円
第1項 建 設 改 良 費	4,600千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和8年2月13日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 23 号

令和 8 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,835,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,767m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 46,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,017,103千円
第1項 営業収益	384,168千円
第2項 営業外収益	632,935千円

支 出

第1款 事業費用	1,017,103千円
第1項 営業費用	915,792千円
第2項 営業外費用	101,311千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	626,927千円
-----------	-----------

第1項 企 業 債	322,000千円
第2項 補 助 金	282,581千円
第3項 負 担 金	22,346千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	626,927千円
第1項 建 設 改 良 費	46,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	568,727千円
第3項 他会計長期借入金償還金	12,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 322,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	18,512千円
---------------	----------

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、375,421千円である。

令和 8 年 2 月 13 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

